

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月1日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

金沢水再生センターN o. 7送風機用電動機集電装置緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

金沢区幸浦一丁目17番地

3 契約日

令和5年11月24日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月24日から令和6年2月29日まで

5 契約金額

¥3,630,000.-（うち消費税及び地方消費税額¥330,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社神奈川支社

支社長 渡瀬 正樹

横浜市西区みなとみらい2-2-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、N o. 7送風機用電動機集電装置の故障により、水処理機能に支障をきたしており、その結果、市民生活に多大な影響を及ぼすことから、緊急に機能を回復するため修理する必要があり、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社は、三菱電機株式会社が製作を行った本電動機の保守部門を担当し、本工事で必要となる部品の調達が可能な唯一の事業者であり、当該設備の機能や仕様を十分把握しており、本工事に必要な専門技術・知識を有しております、早期対応が可能な事業者です。

したがって本工事を緊急に施工できる体制を有している三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と随意契約いたしました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター